

商慣習法 No.3 ACCC

ACCC は某家電メーカーが小売店に対し最低小売価格を強要したとして起訴致しました。メーカーの National Sales Manager は小売店に対し同社のテレビ、デジタル・ボックスやアイ・ポツド製品の宣伝広告を行う際にある価格以下では表示しない様に指示致しました。

ACCC は商慣習法 48 条で禁じている最低小売価格の強要であるとしてメーカーを起訴致しました。Sales Manager は違法であるとは知りながらも強要したとして ACCC はメーカーと Manager に対して下記の処分を求めました。

処分

1. メーカーと National Sales Manager からの罪を犯したことの表明文
2. メーカーと National Sales Manager に対して同罪を繰替えさせない行政処分
3. メーカーと National Sales Manager に対して罰金刑
4. メーカーに対して社員に商慣習法の遵守を徹底
5. メーカーに対して小売店等に今回の違反を公表する事。

上記の様な処分を受けた場合、販社にとってかなりのイメージ・ダウンに繋がると思料されます。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所